

びわこ東海道景観協議会規約

(共同設置する市)

第1条 景観行政団体である大津市及び草津市(以下「関係市」という。)は、景観法(平成16年法律第110号)第15条第1項に基づき、広域的な観点から良好な景観の保全及び創造に取り組むため、共同して協議会を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、大津市民と草津市民が互いに協力し、良好な景観の保全及び創造に取り組み、愛着と魅力あるものとして次世代へ手わたすため、また景観資源の活用及び良好な景観形成を持続的に推進していくため、市民、事業者、行政の三者協働のもと、様々な立場の関係者が共通の場で利害の異なる課題について協議及び調整し、両市共同の景観基本計画を検討するなど、課題解決を図ることを目的とする。

(名称)

第3条 協議会の名称は、びわこ東海道景観協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、草津市に置く。

(構成員等)

第5条 協議会は、関係市及び別表に掲げる者を委員として構成する。

2 委員の定数は、14人以内とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、委員の中から互選により選任する。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議開催の場所及び日時とともに、会議に付議すべき案件を、あらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(経費の支弁の方法)

第10条 協議会の事務に要する費用は、関係市の負担金その他の収入をもって充てる。

(歳入歳出予算)

第11条 協議会の歳入歳出予算は、負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第12条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、会議の承認を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議の承認を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しに当該年度の事業計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添えて、速やかに関係市へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第13条 会長は、協議会の既定予算の補正を必要と認めるときは、会議の承認を経て当該既定予算の補正を行うことができる。

(決算等)

第14条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会が指名する委員の監査に付した後、会議の承認を経なければならない。

2 前項の規定により決算が会議の承認を経たときは、会長は、当該決算の写しに当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えて、速やかに関係市へ送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第15条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、事務所を置く市の財務に関する手続の例による。

(費用の弁償等)

第16条 協議会は、その事務を行うために要する費用の弁償等を行う。

2 前項の費用の弁償等の額及び支給方法は、会議の承認を経て会長が定める。

(解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

関係行政機関に属する者
観光関係団体に属する者
商工関係団体に属する者
農林漁業団体に属する者
公益事業を営む者
住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者